

## 監事監査重点項目

監事監査重点項目	チェックポイント	適	否	着眼点の例示	意見
1 役員、理事会等に関する事項	(1) 役員（理事・監事）の選任、構成は適正か。			法人役員の選任は、定款に基づいて行われているか。また、選任に伴う関係書類は整備されているか。 ① 法人の役員の定数、現員の状況 ② 法人の役員の選任方法及び時期の状況 ③ 法人の役員が特定の親族又は特別の関係にある者の状況	
	(2) 理事会の開催及び審議の状況は適正か。			① 理事会開催回数及び時期の状況 ② 理事会での審議事項の審議内容及び記録の状況	
	(3) 定款は、定款準則に準拠して定められているか。			国は定款準則変更に合わせて、定款変更認可申請を行っているか。(行つていなければ速やかに行うこと。)	
2 資産（不動産等）に関する事項	(1) 資産総額の変更登記は適正か。			法人の登記簿謄本、不動産の登記簿及び議事録により、次の事項を参考に検討。 ① 資産総額（変更）登記時期等の状況 ② 定款に定める基本財産（土地、建物、面積）と登記簿謄本等との一致の状況 ③ 財産の取得、処分等に関する、理事会等での審議状況	
	(2) 資産登記は適正か。			① 借地（地上権・賃借権）の借地契約及び登記等管理の状況 ② 基本財産及び運用財産等の登記等管理の状況 ③ 定款に基本財産が記載されているか。又は記載漏れがないか	
3 運営に関する事項	(1) 事業は適正に行われているか。			定款、理事会議事録、諸規程をみて、次の事項を参考に検討した。 ① 定款に記載されている事業と事業実態の状況 ② 事業執行の為の資金の確保状況 ③ 公益・収益事業を行う法人にあっては、必要性及び収益処分の状況 ④ 諸規程の整備及び適時必要とされる改定の状況	